

A賞
食事券 10名様
3,000円分



C賞
食事券 30名様
1,000円分



B賞
食事券 20名様
2,000円分



応募ハガキに必要事項をご記入、切り取ったうえで、本庁・各支所の「広報あきたかた 意見箱」か、お近くの郵便ポストへ投函してください。
応募期限：2月15日(火)当日消印有効
 ※当選商品は選べません。 ※アンケート無回答の方は懸賞の対象となりません。
 ※当選発表は賞品の発送をもって代えさせていただきます。

あきたかたのためし
 とは
 市民が愛してやまない安芸高田市内の飲食店の名店や逸品メニューの総称です。市民の皆さん！おいしい市内グルメとの出会いをお楽しみください！

総額
10万円の食事券が当たる！

懸賞付きアンケート
2022

あきたかたのためし食事券で
安芸高田
グルメを
楽しもう！

裏面のアンケートに答えて応募

〈 今回の商品を提供いただいた企業・団体様 〉



Shinsei/Art
 お客様の声に
 創造で想像を超える。
 SALES DESIGN PRINTING
 〒727-0004 広島県庄原市新庄町5088-58(庄原地区工業団地)
 [tel] 0824-72-7890 [mail] hshinsei@lime.ocn.ne.jp

〒731-0590 広島県安芸高田市吉田町吉田791番地

高陽郵便局承認 335

差出有効期限 2022年2月15日 (切手不要)

安芸高田市 総務課秘書広報室
 『懸賞付きアンケート受付係』行

〒 () -

ふりがな		
お名前		
年齢	歳	
〒		
ご住所		
☎ () -		

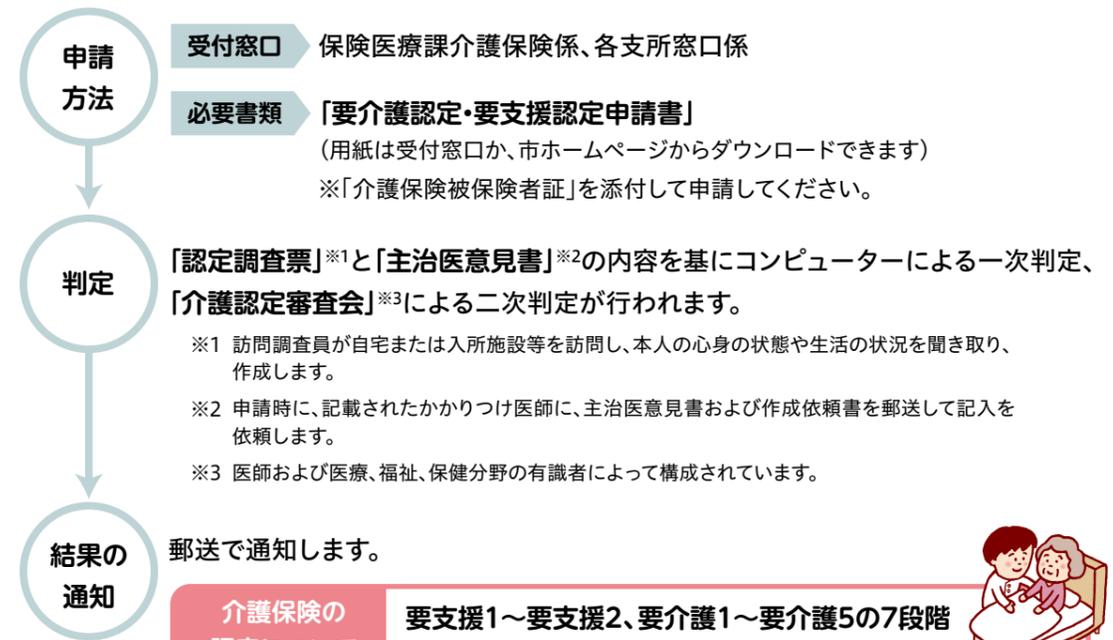


いきいき介護

介護保険の使い方

介護保険のサービスを利用するためには、「要介護」または「要支援」の認定が必要です。

申請から通知までの流れ



介護保険の認定について

要支援1～要支援2、要介護1～要介護5の7段階
(要支援1が最も軽く、要介護5が最も重い状態)

- 介護の度合いによって、それぞれ1か月に利用できるサービス費用の上限が定められています。
- 上記いずれの状態にも当てはまらない場合は「非該当」となり、介護保険によるサービスを受けることができません。本市が実施する一般介護予防事業の利用を希望する場合は、健康長寿課高齢者生活支援係(☎・お太助フォン 47-1281)に相談してください。

サービス利用の調整は、ケアマネジャーが行います。

介護サービスを利用するときには、あらかじめ「ケアプラン(介護サービス計画書)」を作成し、その計画書に基づいてサービスが提供されます。ケアプランは、利用者本人の意向や身体状況に基づいて、ケアマネジャーが作成します。介護保険の認定を受けたら、まず担当のケアマネジャーを決める必要があります。一般に「要支援」の場合は「地域包括支援センター」へ、「要介護」の場合は「居宅介護支援事業所」へ相談します。新規に認定を受けた方には、結果通知と合わせて市内の事業所のリストを同封して郵送します。

介護サービス利用時の負担は、1割(所得によって2割または3割)です。

介護保険のサービスを利用した場合は、かかった費用の1割(所得によって2割または3割)の負担が必要です。1か月の利用者負担が一定額を上回った場合、超過分が還付される制度もあります(高額介護サービス費)。施設入所時や短期入所時の食費や居住費は、自己負担です。

☎保険医療課 介護保険係 ☎・お太助フォン 42-5618